大槌町

災害対策本部情報

おおつち

第 19 号

発行元:大槌町災害対策本部 発行日:平成23年6月21日

被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

災害対策本部から町民の皆様に下記のとおりお知らせします。

1. 大槌町東日本大震災犠牲者合同慰霊祭における被災者名簿の誤りのお詫びについて

6月18日(土)に開催された合同慰霊祭において、死亡届けが提出されていたにもかかわらず、被災者名簿に掲載されず、式典においても読み上げされないという誤りがございましたので、お詫び申し上げます。

原因は、名簿作成時におけるチェックミスであり、ご遺族の皆様には直接お詫び申し上げたところですが、ご遺族の皆様をはじめとする多くの町民の皆様に大変ご不快な思いをおかけしましたことに対しまして、重ねてお詫び申し上げます。 町といたしましては、今後このようなことのないよう努めていく所存でありますので、何卒、御容赦くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、このたび掲載されなかった被災された皆様につきましては、今後町が主催する式典において改めてその対象とさせていただき、被災者名簿に加えるとともに、お名前を読み上げさせていただきます。

2. 高速道路の無料通行にかかる罹災証明について

東日本高速道路の利用時に、罹災証明を掲示することで通行料が無料になる措置が出来ました。

具体的な対象車両、実施期間等は東日本高速道路㈱お客様センター(下記)または、ホームページで確認願います。当町は、先日から発行している罹災証明書で対応しています。罹災証明がさらに必要な方、新たに申請したい方は税務会計課に申請してください。

罹災証明・・・・・・3月11日当日大槌町に住民登録をしていた方に対して発行しています。

申請に必要なもの・・・本人を証明できる書類(免許証、保険証など)

<使用の問い合わせ先> NEXCO東日本お客様センター 0570-024-024

<罹災証明の問い合わせ先> 大槌町税務会計課 0193-42-8711

3. 町道小錦線通行止めの対応について

5月15日に桜木町高清水地区において発生した崖崩れに伴い、町道小鎚線を通行止めしているところですが、津波等 緊急避難時の避難路を小鎚川河川堤防とします。

なお、河川堤防は狭隘で、すれ違いが困難なため、川下から川上への一方通行のご協力をお願いします。

4. 在宅避難者への物資提供について

現在、町内で個人宅に避難している人への物資提供について、下記のとおり実施しますので、ご理解をお願いします。

1. 在宅避難者への物資について

仮設住宅への入居も進んでおり、また、仮設店舗や無料バスの運行等も整いつつあることから、これからの町民の自活 を推進するために、在宅避難者への物資供給を終了します。

2. 今後の対応について

在宅避難者への物資倉庫からの配布・配送を6月24日をもって終了します。

なお、今後は、在宅避難者および仮設住宅入居者に対して、ふれあい運動公園特設会場でのフリーバザーによる希望者への物資提供と、注文方式による商品販売を実施しますのでご利用ください。バザー日程については後日お知らせいたします。

また、仮設住宅を申し込んでいない在宅避難者に対して、6月25日・26日、ふれあい運動公園において家電製品等の無償配布受付(1世帯1品)を実施しますのでおいでください。※詳細は次記事

<問い合わせ先> 大槌町町民課 0193-42-8713

5. 支援物資「電化製品(新品・中古)」を無償配布します

支援物資で提供いただいた電化製品等を在宅被災者に無償配布します。数量に限りがありますので1世帯1品のみとなります。下記の期間で受付を行い、希望者多数の場合は抽選となりますのでご了承ください。

受 付 6月25日(土)~6月26日(日)

時 間 11:30~15:00

場 所 ふれあい運動公園特設会場

内 容 電化製品等無償配布の受付(希望多数の場合は抽選)

対 象 半壊(床上浸水)以上の被災を受けた世帯で応急仮設住宅等を申し込んでいない世帯(家電6点セットの対象にならない方)

方 法 罹災証明書を提示し、希望の品を指定ください。

抽選結果は7月3日(日)午後1時に役場掲示版及び寺野野球場入口に掲示します。抽選後、引き換えの方法を提示しますのでご覧ください。抽選に漏れた方には、生活セットを準備しております。

<問い合わせ先> 大槌町災害対策本部 物資班 090-3126-9968

6. 自転車配布に<u>ついて</u>

大槌町で生活をしている被災を受けた方で通院・買い物等に自転車が必要な方への配布を下記のとおり実施します。希望者は、運転免許証または保険証を持参のうえ、寺野野球場物資窓口においでください。

自転車は大槌町からの貸与となります。原則その場でお渡しできますが、在庫がない場合は予約となります。配達を希望する方はご相談ください。(町内のみ)

また、仮設住宅に移ってから必要になる方については、入居後に申請してください。

対 象 大槌町で生活をしている被災者で通院・買い物等に自転車が必要な方

(他市町村で生活または一時避難している方は対象になりません)

配布内容 自転車(全国から支援いただいた中古自転車)

持参するもの 本人の運転免許証または保険証

受付期間 平成23年6月25日(土)~7月10日(日)

(仮設住宅入居者は、上記期間後も受付けます。)

受付場所 寺野野球場物資窓口

受付時間 9:00~11:30、13:30~4:00

その他 配布後の管理・修理は、個人の責務でお願いいたします。

自転車は現在200台程度あり、今後も入荷予定です。

<問い合わせ先> 大槌町災害対策本部 物資班 090-3126-9968

7.現在営業している飲食料品店について(生活情報提供)

現在、町内で営業している飲食料品店は下記のとおりです。

【店舗】

・藤原酒店(小鎚)・ファミリーショップやはた(桜木町)

• 薬王堂仮店舗(沢山)

・Yショップ広田(沢山)

・ローソン大槌バイパス店(花輪田)

・リカーショップまつむら(大ヶ口)

・上田商店(金沢)

・マイヤ大槌店仮設店舗(柾内)

· 関谷商店(吉里吉里)

・松橋酒店(吉里吉里)

• 久保商店(浪板)

・三浦精肉店(浪板)

※掲載順は地区別です。

・小原商店(金沢) 【移動販売・配達】

・ 魚よし (移動販売)

ジョイス(移動販売)

• 小川酒店(配達)

・ベニマル (移動販売)

<問い合わせ先> 大槌商工会 0193-42-6550

8. 町内のタクシー会社について(生活情報提供)

町内のタクシー会社について、下記のタクシー会社が再開されましたのでおしらせします。

「大安タクシー(株)」

営業時間 午前8時~午後9時

(上記以外の時間も電話相談承ります)

電話番号 0193-42-4131

9. 福祉課健康推進班からのおしらせ

〇日本脳炎予防接種について

前回の広報でお知らせした日程に、場所と時間が掲載されておりませんでした。下記のとおりとなりますのでご了解の上、接種を受けるようお願いします。

受付時間 13:00~13:20

場 所 大槌町仮設保健センター (大槌町小鎚22-46 大槌町ふれあい運動公園内)

OBCG予防接種のおしらせ

下記の日程で、BCG予防接種がありますので、該当の方は接種を受けるようお願いします。

日 時 平成23年7月4日(月) 午後1時~1時20分

対 象 者 平成23年3月生まれ

場 所 大槌町仮設保健センター (大槌町小鎚22-46 大槌町ふれあい運動公園内)

持参するもの 母子健康手帳(ない場合でも接種できます)

〇日本脳炎予防接種第2期予防接種について

11歳以上13歳未満の方(H10.4.2~H13.4.1生まれ)は、ワクチンの供給量の関係から、現在積極的勧奨の該当者となってはおりません。 但し、予防接種を希望する方は、役場福祉課健康推進班までお問い合わせください。

〇母子健康手帳の再発行について

就学前のお子さんまで、母子健康手帳の再発行ができるようになりましたのでおしらせします。再発行を希望する方は 大槌町役場福祉課健康推進班までおこしください。

○乳幼児検診および予防接種の日程表について

今年度の乳幼児検診および予防接種の日程表の配布ができるようになりましたのでおしらせします。町外にお住まいで 日程表を取りにくるのが困難な方は、郵送でも受け付けますので下記の連絡先までご連絡ください。

<問い合わせ先> 大槌町福祉課 健康推進班 0193-42-8715

10. 災害弔慰金集中相談(調査)会のおしらせ

平成23年東北地方太平洋沖地震による「災害弔慰金」の集中相談(調査)日程は、次のとおりです。

- 1 集中相談(調査)会期日 6月23日(木)~7月29日(金)の平日
- 2 来庁相談(調査)者の場合
 - ① 会 場 大槌小学校 1 階
 - ② 時 間 午前9時~午後4時(正午~午後1時は昼休み)
 - ③ 人 数 当分の間、1日60人とします。

(午前30人、午後30人の予定)

(聞き取り調査などを行うため、お一人に要する時間がかかるためですので、ご理解とご協力をお願いします)

- ④ 受付方法 大槌小学校職員入口において、午前8時45分に整理券を配布します。
- ⑤ 相談(調査)方法
 - ・来庁者に必要事項を聞き取りしながら、必要な書類や対応をお願いする場合があります。 (個々の相談内容によっては、調査に時間を要する場合があります)
- ⑥ 持参するもの 罹災証明書の写し

来庁者の通帳写し(その場で決定できる場合のみ使用します)

3 遠方者の場合

- ① 時 間 午前9時から正午(午後は、調査のための時間となります)
- ② 受付方法 専用電話に連絡願います。こちらから必要事項を確認して受付となります。 (専用電話 090-3045-3642、090-3045-3842)
- ③ 相談(調査)方法
 - ・後日、改めてこちらから電話連絡を入れ、必要事項を聞き取りしますが、必要な書類や対応をお願いする場合があります。 (個々の相談内容によっては、調査に時間を要する場合があります)
- 4 その他
- ①災害義援金(死亡・行方不明)についても併せて受付しますが、弔慰金に準じての扱いとなる部分もあることから、 時間を要す場合もありますのでご理解願います。
- ②被災者生活支援金、災害義援金(住宅等損壊見舞金)の申請については、従前のとおりです。

<問い合わせ先> 大槌町福祉課 弔慰金担当 0193-42-8715

11. 災害義援金について

〇6月23日から災害義援金の変更点について

1. 行方不明者の義援金の申請受付を開始します。

これまで行方不明者については申請を受付しておりませんでしたが、今般、「申述書」を記入していただき、行方不明にかかる事実を確認できれば、義援金の申請が可能となりました。

2. 死亡見舞金の交付を受ける方の対象者が拡大しました。

これまで災害義援金の交付を受ける方は「配偶者・子・父母、孫及び祖父母」としていました。今般、県では各方面からの要望を踏まえ、下記の通り死亡又は行方不明の方と生計をともにしていた兄弟姉妹等に対する義援金交付が可能となりました。これまでに義援金の交付申請をされた方で不受理とされた方は再度申請していただく必要があります。

死亡又は行方不明の方の遺族又は家族に対する義援金の交付を受ける方	
変更前	変更後
配偶者、子、父母、孫及び祖父母	配偶者、子、父母、孫及び祖父母とし、行方不明者の死亡又は行方不明になったときにおいて死亡行方不明により生計を主として維持していた遺族を優先します。

6月23日からは災害弔慰金と災害義援金死亡見舞金の受付は併せて行います。

○災害義援金の交付について

1. 災害義援金の交付予定日について

6月28日、7月7日、7月19日、7月28日を予定しております。

2. 災害義援金の死亡見舞金についての留意事項について

災害義援金の死亡見舞金については、受給権者が亡くなられた方の世帯以外の方である場合、災害弔慰金に準じての取り扱いとなる部分もあることから、災害弔慰金の支給決定が済むまで支給は保留とさせていただいております。何卒、ご理解をお願いいたします。

<問い合わせ先> 大槌町福祉課 義援金担当 0193-42-8715

12. 東日本大震災による行方不明者の「年金」手続きについて

東日本大震災により行方不明となった方が、「生死が3ヵ月間分からない場合」または「死亡が3ヶ月以内に明らかとなったが、その死亡の時期が分からない場合」に、平成23年3月11日に死亡したものと推定して年金手続きを取ることができます。

《手続きの種類》

- ①年金を受給していた方の未支給年金請求
- ②遺族への給付請求(遺族年金、寡婦年金、死亡一時金) 詳しい手続き方法は年金事務所にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 宮古年金事務所 0193-62-1963

13. 履歴書相談会開催のおしらせ

就職に向けて「履歴書相談会」開催(履歴書作成をお手伝いします)

- ・過去の職歴(入社・退職年月日)がわからない方
 - →雇用保険の加入履歴からお調べします。(免許証等で本人確認できる方のみ)
- ・その他、面接の受け方、職業訓練のご相談もできます

【開催日時・場所】

6月29日(水) 13:00~16:00 大槌高等学校

6月30日(木) 13:00~16:00 大槌町中央公民館

※予約は不要です。直接会場へおこしください。

<問い合わせ先> ハローワーク釜石 0193-23-8609

14. 特定疾患医療受給者証交付申請(更新)の手続きについて

特定疾患医療受給者証につきましては、平成23年9月30日で有効期間が満了となります。

引き続き、この制度を活用し治療を受けようとする場合は、平成23年7月1日(金)から平成23年8月31日(水)までに保健所で更新手続きを行ってください。東北地方太平洋沖地震および津波の影響により、期限までに手続きが困難と思われる方は早めにご相談ください。

※所得税等を確認するための書類のうち、「平成23年度市町村民税所得(非)課税証明書」の発行予定時期が、大槌町は未定となっていますので、それを除いた書類での申請が可能です。(発行可能になり次第、提出していただきます。)

【保健所以外の更新申請の手続き会場と時間】

8月22日(月)、23日(火) 9:30~15:00 大槌町役場仮庁舎2階会議室

※7月1日(金)から8月31日(水)までの平日は、釜石保健所でも受付します。

<問い合わせ先> 岩手県釜石保健所 0193-25-2702

15. 住宅の応急処理について

町は、災害救助法に基づき、被災した住宅の応急修理を行います。

- 1 対象者
- (1)以下の要件をすべて満たす世帯
 - ① 住宅が、半壊または大規模半壊の被害を受けた方。全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となります。
 - ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
 - ③ 応急仮設住宅(民間賃貸借り上げによる応急仮設住宅を含む)を利用しないこと。
- (2) 所得等の要件

前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯。ただし、大規模半壊、全壊の被害を受けた世帯については、 以下の要件を問いません。

- ① 収入額(年収)≦500万円の世帯
- ② 500万円<収入額(年収)≦700万円の世帯のうち、世帯主が45歳以上の世帯または要援護世帯
- ③ 700万円<収入額(年収)≦800万円の世帯のうち、世帯主が60歳以上の世帯または要援護世帯
- 2 応急修理の範囲

以下の項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分で、より緊急を要する箇所を優先します。

- ①屋根、柱、床、外壁、基礎等
- ②ドア、窓等の開口部
- ③上下水道、電気、ガス等の配管、配線
- 4衛生設備
- 3 修理の限度額

1世帯あたり52万円まで

(限度額を超える部分の工事については、被災者生活再建支援制度の加算支援金の対象とすることができます)

4 工事完了期限

原則として災害発生より1か月ですが、期限の延長を協議中であり当分の間とします。

<問い合わせ先> 大槌町地域整備課 0193-42-8719

16. 中小機構仮設店舗等にかかる説明会について

町内商店・事業所を対象に仮設店舗について説明会(6/21・22)を実施したところですが、今回の説明会に来られなかった事業者の方は、6月30日までに役場産業振興課または大槌商工会までご連絡くださいますようお願いします。 なお、6月30日までにご連絡いただけない場合は、今回の仮設店舗等申し込みが出来なくなる可能性がありますのでご了承願います。

<問い合わせ先> 大槌町産業振興課 0193-42-8717

大槌町商工会 0193-42-6550

17. 御遺族が行った火葬費用の精算に関する臨時受付窓口について

岩手県では、このたびの震災による被災者の火葬について、御遺族が負担した火葬費用を精算します。

- ・精算の対象は、沿岸部の市町村で被災し、その後に亡くなった方などです。
- ・経費の対象は、ひつぎ、骨箱、火葬場使用料、遺体搬送料等です。(葬儀費用は対象外です。)
- ・申請には、火葬許可証の写しや領収証が必要になります。 詳細は、釜石保健所までお問い合わせください。

申請については、11月30日まで県内各保健所で受付していますが、このたび、<u>大槌町に臨時の申請受付窓口を開設</u> しますのでご利用ください。

日 時 6月27日(月)~7月1日(金) 9:30~16:30

場 所 大槌小学校 2階 3-1教室

<問い合わせ先> 釜石保健所 0193-25-2702 (平日9:00~17:00)

18. 高清水地区崖崩壊に伴う避難指示の解除について

5月15日に小鎚高清水地区において発生した崖崩れに伴う避難指示について6月21日午後7時30分に解除しましたので、おしらせします。

なお、通行止め中の町道小鎚線について、避難道路としている歩道部分を自転車や徒歩で通行している方がいますが、 大変危険なので、立ち入らないでください。

また、入梅し、雨による土砂災害の発生に警戒が必要な時期となっています。急傾斜地の近くにお住まいの皆様は、異音、湧水、ひび割れなど異常があったら、直ちに崖から離れ、避難できる準備をお願いします。

<問い合わせ先> 大槌町総務課 0193-42-8710